議案第33号

曳舟文化センターの指定管理者の指定について 上記の議案を提出する。

令和2年9月9日

提出者 墨田区長 山 本 亨

曳舟文化センターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、曳舟 文化センターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者	指定の期間
曳舟文化センタ	東京都千代田区神田小川町一丁目	令和4年1月1日から令
<u> </u>	2番地	和8年3月31日まで
	株式会社ケイミックスパブリッ	
	クビジネス	
	代表取締役 橋本 鉄司	

(提案理由)

曳舟文化センターの指定管理者を指定する必要がある。